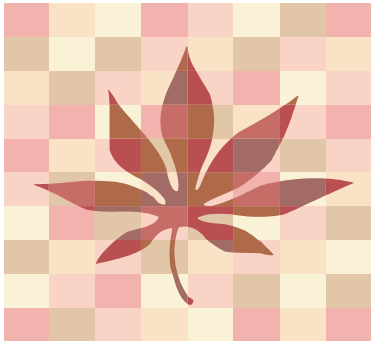


市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將



〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」が拡充されます！



◆第二次補正予算による措置

平成 28 年度の第二次補正予算案が 8 月下旬に閣議決定されました。

最低賃金引上げのための環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する国の方針を踏まえ、予算案には「業務改善助成金」および「キャリアアップ助成金」等の助成額等の拡充などが盛り込まれています。

◆「業務改善助成金」の拡充内容

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するというもので

す。

これまでは事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場を対象としていましたが、1,000 円未満の事業場にも対象が拡充されました。また、大幅な事業場内最低賃金の引上げ(90 円以上)を行う事業場に対する助成措置が新たに新設されます。

なお、拡充後の本助成金の支給は、第二次補正予算の成立が条件となりますが、申請自体は予算成立前でも可能となっています

◆キャリアアップ助成金の拡充内容

キャリアアップ助成金のうちの「賃金規定等改定(処遇改善コース)」は、有期契約労働者、短時間労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を 2%以上増額改定し、昇給した場合に助成する制度です。

今回、中小企業が基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定し、昇給した場合、助成額が加算されることになりました。

なお、本助成金の加算措置は第二次補正予算の成立と厚生労働省令の改正等が必要となるため、現時点ではあくまでも予定となっています。

◆平成 28 年度の最低賃金について(参考)

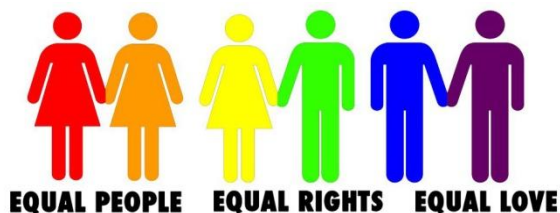
平成 28 年度の地域別最低賃金の改定の目安が厚生労働省より公表されました。

それによると、今年度の全国加重平均

の時給は 823 円(昨年度 798 円)で、25 円増(昨年度 18 円増)と過去最大の上げ幅となっています。

最高額は 932 円(東京都)、最低額は 714 円(沖縄県、宮崎県)で、各都道府県において、10 月 1 日から 10 月中旬にかけて、順次改定されます。

「働く人の約 8%が LGBT」との 調査結果から考える企業の対 応



◆「LGBT 等当事者」は 8%

日本労働組合総連合会(連合)が、職場における性的マイノリティに対する意識を把握するために「LGBT」に関するインターネット調査(調査対象:全国で仕事をしている 20 歳~59 歳の男女 1,000 人)を行ったところ、働く人の約 8%が LGBT の当事者であることが明らかになりました。

連合は、LGBT に対する職場での差別禁止やハラスメント防止についての法制化を目指す方針を示しています。

◆調査結果のポイント

本調査では、①「LGBT 等当事者」は約 8%、②職場における「LGBT」に関する差別を「なくすべき」8 割強、③職場における LGBT 関連のハラスメントを受けたり見聞きしたりした人は 2 割強(当事者が身近にいる人では約 6 割)、④ハラスメントの原因について約 6 割が「差別や偏見」と回答、さらに、管理職では認知度や受容度が高い反面、抵抗感等もやや高い傾向にあることがわかりました。また、認知率は 47%で、

若い世代ほど認知率が高い傾向にあります。

一方で上司・同僚・部下が LGBT だったとしたら、「嫌でない」が 6 割半ばとするも、3 割半ばは「嫌だ」という結果になっています。

◆求められる企業の対応

企業に LGBT への対応が求められている理由としては、「人材不足対応」や「ダイバーシティへの取組み」が考えられます。また、職場における LGBT の問題点としては、福利厚生が利用できないことや、不当な扱いを受けていることなどが挙げられ、特に差別や偏見を原因とするハラスメントが多くあるようです。

法整備は確実に進んでおり、来年 1 月には、LGBT に対する差別的な発言がセクハラになることが、男女雇用機会均等法の「セクハラ指針」に明記されます。

◆カミングアウトがなくても働ける環境に

働く人の約 8%が LGBT であると聞いて、意外に多いと感じた方もいらっしゃるかもしれません。多くの当事者は差別や偏見をおそれ、カミングアウトできずにいるのです。

また、LGBT 対応について、企業としての明確な方針が出されないまま現場の担当者個人の判断に任されているという現状があり、当事者が不当な扱いを受けている可能性もあります。

現状、LGBT 対応は大企業を中心に進んでいますが、中小企業でも取り組む企業が増えつつあります。まずは正しい知識を持ち、カミングアウトがなくても全員が気持ちよく働くことができるような体制・環境を整えておくことが必要だと言えるでしょう。

2017年度から「外国人介護福祉士の訪問介護」を解禁へ



◆来年度から実施予定

厚生労働省は「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」において、EPA(経済連携協定)に基づいて来日した外国人の介護福祉士による訪問介護サービスを解禁することを決定しました。

年内に条件等をまとめ、ガイドラインを作成し、来年度からの実施が予定されています。

外国人の介護人材の受入れは2008年から始まり、これまでにインドネシア、フィリピン、ベトナムから2,000人超が来日し、約350人が介護福祉士の資格を取得しています。しかし、EPAでは現在、介護施設内でしか働くことができませんでした。

◆条件付きで認めるも課題が…

そこで、この検討会では外国人の介護福祉士の制度を見直し、それぞれの母国語に対応した相談窓口の充実に取り組むとともに以下のような条件で訪問介護を認める方針を示しました。

- ・指導にあたる介護福祉士が同行して一定の経験を積む
- ・日本の生活様式や習慣を含む訪問サービスの研修の実施
- ・緊急時の対応マニュアルの整備
- ・記録や報告事項を定型化する工夫

外国人が訪問介護を行うにあたり、課題となるのが職員や利用者、利用者の家

族との日本語でのコミュニケーションです。

訪問介護では、介護が必要な高齢者が自宅に訪問し、食事やトイレ、入浴などの介護のほか、掃除や洗濯などの援助を行います。そのため、高度なコミュニケーションが求められることとなります。

◆人手不足の解消となるか？

今回の解禁は、外国人の介護福祉士の活躍の場を拡げるとともに、介護現場の深刻な人手不足の解消につながるかねらいいでもあります。

介護職員や利用者が外国人を受け入れる体制を整え、利用者の安心できる介護サービスが提供されることが期待されます。

～今月のことば～



九条と自衛隊の「矛盾」について、日本人が採用した「思考停止」はその狡知の一つでしょう。九条も自衛隊もどちらもアメリカが戦後日本に「押しつけた」ものです。九条は日本を軍事的に無害化するために、自衛隊は日本を軍事的に有効利用するために。どちらもアメリカの国益にかなうものでした。ですから、九条と自衛隊はアメリカの国策上はまったく無矛盾です。「軍事的に無害かつ有用な国であれ」という命令が、つまり、日本はアメリカの軍事的属国であれということがこの二つの制度の政治的意味です。

この誰の眼にも意味の明らかなメッセージを日本人は矛盾したメッセージにむりやり読み替えた。九条と自衛隊が両立することはありえないと、改憲派も護憲派もお互いの喉笛に食らいつくような勢いで激論を交わしました。この二つの制度がまったく無矛盾的であるということを行った政治家は私の知る限りはひとりもいません。アメリ

力の合理的かつ首尾一貫している対日政策を「矛盾している」と言い張るといふ技巧された無知によって、日本人は戦後六十五年にわたって、「アメリカの軍事的属国である」というトラウマ的事実を意識に前景化することを免れてきました。

私はこれをひとつの政治的狡知であると思います。ただ、これは偶然的、単発的に出てきたものではなく、「日出づる処の天子」以来の辺境人の演じる「作為的な知らないふり」の一変奏なのだと思います。私たちには「そういうこと」ができる。ほとんど無意識的にできる。

『日本辺境論』内田 樹 著

～事務所よりひとこと～



いよいよ、中山間地に位置する我が家の地域にも下水道工事が始まることとなり、先日、説明会が開催されました。

15, 6年前にも説明会があり、この地域には下水道の布設はないですとの事で6年前に新築した我が家は、浄化槽を設置し、トイレも水洗化してあるため、今後はどうすべきなのかと思い参加をしました。工事終了後は下水道へ接続するという説明を受け、公道の道沿いではなく、さらに道より低い位置にある我が家は、果たして予定の下水道と接続することができるのだろうかという疑問から相談をしました。現地を視ていただいたところ、再度測量し、検討させていただきますということになりました。

航空写真を撮って確認し、図面上では下水道と接続できても、我が家のように地形上の問題があったり、高齢化が進むこの地域は実際にスムーズに下水道化が進むのだろうか・・・(滝沢)

お知らせ

1. 今年度の最低賃金が決定されました。
長野県最低賃金は
平成 28 年 10 月 1 日から

時間額 **770円**

になりました。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。

使用者は、労働者の賃金が最低賃金以上になっているかを確認しましょう。

2. 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が平成 29 年 1 月 1 日施行で改正されます。

就業規則や育児介護休業規程、それに付随する書式等の整備が必要となります。

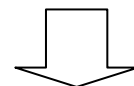
次月以降、詳細についてご案内しますので、宜しくお願い致します。

3. 今月は、厚生年金保険料率の変更及び標準報酬の定時決定による社会保険料の変更の月です。

厚生年金保険料率の変更

1,000 分の 178.28

(本人負担分 1000 分の 89.14)



1,000 分の 181.82

(本人負担分 1000 分の 90.91)

に変更となっております。

当事務所よりご案内をしている保険料一覧を参照し変更をお願い致します。

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。